

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 2 3 号	三田市下水道条例及び三田市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
下 水 道 課	<p>【趣旨】 三田市上下水道事業経営審議会からの答申を踏まえ、令和3年10月1日から下水道使用料及び生活排水処理施設使用料の改定を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者間の不公平感を解消し、受益者負担の原則に基づいた使用料体系にするため、基本水量制を廃止する。 2 維持管理費の増加及び人口減少と水需要の減少に伴う使用料収入の減少等により、継続的に財源が不足する状態であること等を勘案して、基本使用料及び従量使用料を改定する。 3 使用料については、概ね5年ごとに検証を行い、改定など必要とされる措置を講ずることを明文化する。 4 上水道を利用する者との公平性を図るため、井戸水を利用する者が使用する公共下水道及び生活排水処理施設の使用料における汚水排除量算定方法について改正を行う。 <p>【施行期日】 令和3年10月1日</p>